

I 退職手当制度

はじめに

公務員の退職手当については、年金等とは異なり職員の掛け金はなく、市町村側の一方的負担に基づき支給されるものです。

地方公務員に支給される退職手当は、それぞれの地方公共団体が条例で定めることとなっています。山形市、米沢市、酒田市、天童市の4市の職員については各市の退職手当支給条例が適用されますが、この4市以外の県内市町村については、退職手当に関する事務を共同処理する一部事務組合「山形県市町村職員退職手当組合」の構成団体となっているため、退職手当組合の退職手当支給条例が適用されることになります。

それぞれの退職手当支給条例は、全く同じというものではありませんし、同じ規定を持っていてもその運用が異なる場合があります。しかし、どの条例も国が示す準則に基づき制定されていますので、ここでは、その準則を中心に説明します。

退職手当の計算方法

1 退職手当の計算式

$$\text{基本額 (退職日給料月額} \times \text{退職事由別} \cdot \text{勤続年数別支給率)} + \text{調整額}$$

2 基本額に係る退職日給料月額とは

- (1) 給料表に定められた額が基準になります。給料月額の減額改定に伴い、経過措置として支給される「差額」は含みません。
- (2) 諸手当は含みませんが、医療職職員等で、給料の調整額が支給されている場合や、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給されている場合はその調整額は含みます。
- (3) 早期退職募集制度に係る応募認定退職(退職手当組合の支給条例では勸奨退職も適用)の場合次の条件を満たすと次の特例給料月額が退職日給料月額となります。

特例給料月額が適用されるための条件

- ・ 勤続20年以上
- ・ 退職の日の属する年度の末日における年齢が、旧定年年齢から15年を減じた年齢以上(旧定年年齢が60歳であれば45歳以上)

$$\text{特例給料月額} = \text{退職日給料月額} \times \{1 + 0.03 \times (\text{旧定年までの残年数})\}$$

[計算例]

・ 勤続期間	35年
・ 退職の日の属する年度末年齢	55歳(旧定年までの残年数5年)
・ 退職事由	応募認定(年齢構成適正化)退職
・ 退職日給料月額	380,000円
・ 特例給料月額	380,000円 \times 「 $1 + 0.03 \times 5$ 年」 = <u>437,000円</u>

参 考

勸奨退職(国においては早期退職募集制度の導入により平成 25 年 10 月 31 日までで廃止)の場合次の条件を満たすと次の特例給料月額が退職日給料月額となります。

特例給料月額が適用されるための条件

- ・ 勤続 25 年以上
- ・ 退職の日の属する年度の末日における年齢が、旧定年年齢から 10 年を減じた年齢以上(旧定年年齢が 60 歳であれば 50 歳以上)

$$\text{特例給料月額} = \text{退職日給料月額} \times \{1 + 0.02 \times (\text{旧定年までの残年数})\}$$

[計算例]

・ 勤続期間	35 年
・ 退職の日の属する年度末年齢	55 歳 (旧定年までの残年数 5 年)
・ 退職事由	勸奨退職
・ 退職日給料月額	380,000 円
・ 特例給料月額	380,000 円 × 「1 + 0.02 × 5 年」 = <u>418,000 円</u>

3 基本額に係る支給率 (P10「基本額支給率早見表(表2)」参照)

- (1) 支給率は、退職事由と勤続年数により異なります。
- (2) 自己都合退職より定年、旧定年日以後非違無、応募認定、勸奨で退職の方が支給率は高くなります。
- (3) 勤続年数も長いほど高い率になりますが、限度もあります。定年、旧定年日以後非違無、応募認定、勸奨退職等では、勤続年数 35 年で最高の支給率となります。

4 退職事由

退職事由には、自己都合退職、旧定年日以後非違無退職、定年退職、応募認定退職、勸奨退職、死亡退職、傷病退職等があります。

5 勤続期間

勤続期間の計算は、次のようになります。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間により計算します。「引き続いた」とは、1 日の身分の空白もないということです。
- (2) 職員となった月から退職した月までの月数により計算します。1 日でも職員の身分のある月は 1 月と計算します。
- (3) 育児休業、病気休職、停職期間等に含まれる月数の 2 分の 1 が除かれます。ただし、子が 1 歳に達する日の属する月の末日までの条例に基づく育児休業については、3 分の 1 が除かれます。
- (4) 組合専従休職期間に含まれる月数はそのまま除かれます。
- (5) 月単位で計算し、12 月で 1 年とし、1 年未満の端数は切り捨てます。
- (6) 国、他の地方公共団体等を退職し、退職手当を支給されず引き続き職員として採用された場合、国、他の地方公共団体の期間は、職員としての引き続いた在職期間に含まれます。

6 調整額の計算

各区分の基準及び調整月額

(表1)

職員の区分	対応する職員の基準	調整月額	職員の区分	対応する職員の基準	調整月額
第1号区分	新行(一)10級 旧指定職俸給表3号以下 それに相当する職員	70,400円	第6号区分	新行(一)5級 旧行(一)7級 それに相当する職員	32,500円
第2号区分	新行(一)9級 旧行(一)11級 それに相当する職員	65,000円	第7号区分	新行(一)4級 旧行(一)6級 それに相当する職員	27,100円
第3号区分	新行(一)8級 旧行(一)10級 それに相当する職員	59,550円	第8号区分	新行(一)3級 旧行(一)4級又は5級 それに相当する職員	21,700円
第4号区分	新行(一)7級 旧行(一)9級 それに相当する職員	54,150円	第9号区分	その他の職員	0円
第5号区分	新行(一)6級 旧行(一)8級 それに相当する職員	43,350円			

新行(一)とは、平成18年4月1日以後の行政職給料表(一)を表します。
旧行(一)とは、平成18年3月31日以前の行政職給料表(一)を表します。

(1) 退職手当の計算の基礎となる在職期間の各月(平成8年4月1日以後の期間に限る。)が、第1号区分から第9号区分までのどの職員の区分に属していたか確認します。

※ 職員の区分の基準については、規則で定められています。

※ 同一の月に複数の職員の区分に属していた場合には、調整月額が最も高い額となる職員の区分にのみ属していたものとします。

(2) 育児休業、病気休職、停職、組合専従休職期間等に含まれる月数については、各職員の区分ごとに勤続期間の計算と同様に除かれます。

(3) 在職期間の各月の調整月額が高い月の方から60月分を取り出し、その調整月額を合計したものが退職手当の調整額となります。ただし、勤続期間や退職事由により次のような取扱いがあります。

※ 調整額が支給されない退職者

- ・ 勤続期間9年以下の自己都合退職者

※ 調整額の2分の1が支給される退職者

- ・ 勤続期間が10年以上24年以下の自己都合退職者
- ・ 勤続期間が4年以下の自己都合以外の事由での退職者

(4) 計算例

給料の異動

R6年4月～R7年3月 行一5級 6号区分

R3年4月～R6年3月 行一4級 7号区分

H18年4月～R3年3月 行一3級 8号区分

調整額

6号区分 32,500円×12月＝ 390,000円

7号区分 27,100円×36月＝ 975,600円

8号区分 21,700円×12月＝ 260,400円

勤続 25 年以上のときの退職手当の調整額は、 $32,500 \times 12 + 27,100 \times 36 + 21,700 \times 12 = 1,626,000$ 円となります。

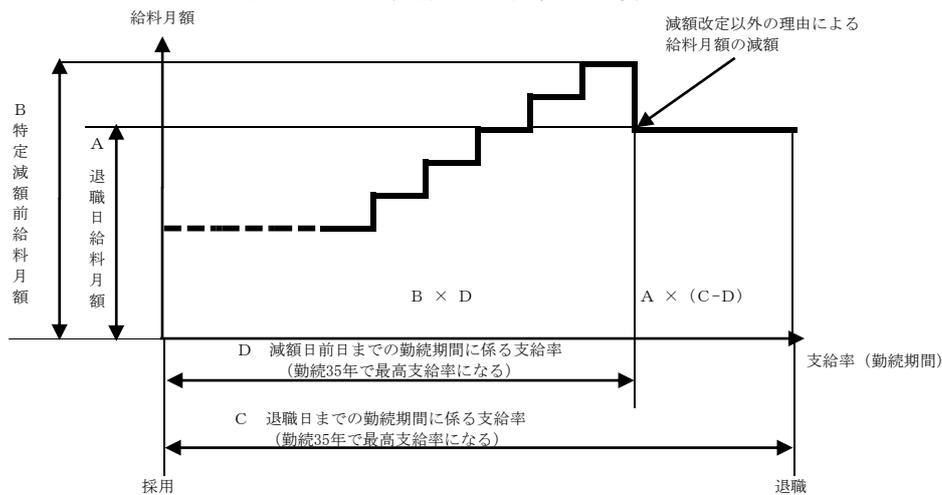
上記の場合で勤続 10 年以上勤続 24 年以下のときの自己都合退職は、2 分の 1 の支給となりますので $(32,500 \times 12 + 27,100 \times 36 + 21,700 \times 12) \times 1/2 = 813,000$ 円となります。

勤続 9 年以下の自己都合退職者は調整額の支給なしとなります。

定年引上げにかかる退職手当制度について

- (1) 60 歳に達した日以後の期間の給与が減額される職員に対し、減額前給料月額での退職手当の基本額を保障する特例（ピーク時特例（※1））を適用します。
- (2) 60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、定年退職と同じ支給率が適用となります。（医師を除く）
- (3) 定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る退職日給料月額への割増優遇措置は、改正前の定年年齢と割増率（※2）が維持されます。（60 歳（※3）～64 歳の者が退職する場合優遇措置はありません。）

※1 ピーク時特例が適用された場合の基本額の計算方法



退職手当の基本額

$$= (\text{特定減額前給料月額【B】} \times \text{減額日前日までの勤続期間に係る支給率【D】}) + \{ \text{退職日給料月額【A】} \times (\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率【C】} - \text{減額日前日までの勤続期間に係る支給率【D】}) \}$$

※2 改正前の定年 1 年前の割増率については、当分の間、「2%」が「3%」となります。

※3 医師については、これまでどおり 64 歳までの割増。改正後の定年が 75 歳の医師については、69 歳までの割増となります。

退職手当に係る税金

所得税が源泉徴収され、住民税も特別徴収されます。

どちらも分離課税ですので、支給後さらに課税されることはありません。

退職手当から退職所得控除額を差し引き、差し引き後の金額を2分の1（※）した額が退職所得となり、その所得金額に対して所得税、住民税が課税されます。

退職所得控除額は、勤続年数により計算され、勤続年数が長いほど控除額が多くなります。

（※） 税計算上の勤続年数が5年以下の場合2分の1の適用なし

退職手当の支給制限処分等

1 支給制限処分・・・・・・・・原則支給されない

- (1) 懲戒免職処分や失職で退職した場合
- (2) 退職手当が支給される前に起訴され、禁錮以上の刑が確定した場合
- (3) 退職後在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた場合

2 支払差止処分

- (1) 刑事事件に関し起訴され判決の確定前に退職した場合
- (2) 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し逮捕又は起訴された場合
- (3) 在職期間中の行為に関し、犯罪があると思料される場合又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑われる場合

3 返納命令処分

- (1) 退職手当支給後に基礎在職期間中の刑事事件に関して起訴され、禁錮以上の刑が確定した場合
- (2) 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた場合

退職手当から控除されるもの

税金のほか、共済組合の貸付未償還金等も控除されます。

退職手当の計算例 1 定年退職

山形花子 昭和 38 年 10 月 10 日生まれ
 定年退職日 令和 7 年 3 月 31 日
 退職時の年齢 61 歳

1 退職手当額の計算

(1) 現在(退職日)給料月額 4級90号給 A 272,000 円

(2) 減額前給料月額(60歳年度末) 4級90号給 B 388,500 円 ※1
 ※1 減額がない場合は0となります。

(3) 退職事由および勤続年数ならびに基本額の支給率

退職事由 定 年
 在職期間の計算 (退職年月+1月) (昭和・平成) 37年 4月※2
 (職員となった年月) - (昭和・平成) 1年 4月
 (在職期間) = 36年 0月 - ①

※2 令和7年は昭和換算で昭和100年、平成換算で平成37年となります。

控除期間の計算 育児休業、休停職期間等 6月 × 1 / 2 = 3月 - ②
 組合専従休職期間 0月 - ③

勤続年数 ① - ② - ③ = C 35年 9月

支給率 D 47.709 P10 基本額支給率早見表(表2)から求めてください。

(4) 減額日前日の勤続年数及び支給率

在職期間の計算 (減額日前日+1月) (昭和・平成) 36年 4月※3
 (職員となった年月) - (昭和・平成) 1年 4月
 (在職期間) = 35年 0月 - ④

※3 令和6年は昭和換算で昭和99年、平成換算で平成36年となります。

控除期間の計算 育児休業、休停職期間等 6月 × 1 / 2 = 3月 - ⑤
 組合専従休職期間 0月 - ⑥

勤続年数 ④ - ⑤ - ⑥ = E 34年 9月

支給率 F 46.83015 P10 基本額支給率早見表(表2)から求めてください。

(5) 基本額算出

減額前給料月額※4 B 388,500 円 × 減額日前日の支給率※4 F 46.83015 +
 退職日給料月額 退職時支給率 減額日前日支給率※4 基本額(円未満切捨)
A 272,000 円 × (D 47.709 - F 46.83015) ※5 = G 18,432,560 円

※4 減額がない場合は0となり、A × Dが基本額となります。

※5 減額日前日の勤続年数が35年超の場合、退職日給料月額は算定要素となりません。

(6) 調整額算出 (P 3 「各区分の基準及び調整月額 (表 1)」参照) ※ (高い区分の方から 60 月まで計上)

第 1 号区分	調整月額	70,400 円	×	<input type="text"/>	月 =	<input type="text"/>	円	
第 2 号区分	調整月額	65,000 円	×	<input type="text"/>	月 =	<input type="text"/>	円	
第 3 号区分	調整月額	59,550 円	×	<input type="text"/>	月 =	<input type="text"/>	円	
第 4 号区分	調整月額	54,150 円	×	<input type="text"/>	月 =	<input type="text"/>	円	
第 5 号区分	調整月額	43,350 円	×	<input type="text"/>	月 =	<input type="text"/>	円	
第 6 号区分	調整月額	32,500 円	×	<input type="text"/>	月 =	<input type="text"/>	円	
第 7 号区分	調整月額	27,100 円	×	60	月 =	1,626,000	円	
第 8 号区分	調整月額	21,700 円	×	<input type="text"/>	月 =	<input type="text"/>	円	
調整月額合計 (調整額) (1 / 2 該当の場合合計の 1 / 2) H							<input type="text"/>	1,626,000 円

(7) 退職手当額算出

基本額 G 18,432,560 円 + 調整額 H 1,626,000 円 = I 20,058,560 円

2 税額の計算 (平成 25 年 1 月 1 日以後退職者から計算の仕方が変わりました。)

- ① 税計算上の勤続年数が 5 年以下の場合 1 / 2 なし
- ② 税計算上の勤続年数が 6 年以上の場合 1 / 2 あり

(1) 課税退職所得の計算

支給額
 I 20,058,560 円

退職所得控除額
P 11 退職所得控除額早見表 (表 3) (千円未満切捨)
 1,920 万円

$(\text{I } 20,058,560 \text{ 円} - \text{1,920 万円}) \times 1 / 2 = \text{J } 429 \text{ 千円}$

(2) 税 (所得税と住民税の合計) 額の計算

税率
P 11 税額速算表 (表 4 ※ 1) 0.15105

控除額
税額速算表 (表 4 ※ 2) 0 円

$\text{J } 429 \text{ 千円} \times \text{0.15105} - \text{0 円} = \text{K } 64,800 \text{ 円}$

3 手取額の計算

$\text{I } 20,058,560 \text{ 円} - \text{K } 64,800 \text{ 円} = \text{19,993,760 円}$

退職手当の計算例2 応募認定（年齢構成適正化）退職

山形紅子 昭和41年10月10日生まれ
 退職年月日 令和7年3月31日
 退職時の年齢 58歳（旧定年までの残年数 2年）

1 退職手当額の計算

(1) 現在（退職日）給料月額 5級51号給 A 383,100 円

特例給料月額（応募認定退職等（勤続年数(C)20年以上で退職年度末年齢45歳（医師50歳）以上）の場合）

$$A \times \{1 + 0.03 \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年度末年齢})\} = B \span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">406,086 円$$

※ ただし、（旧定年年齢－退職年度末年齢）＜0のとき A

特例給料月額（勸奨退職等（勤続年数(C)25年以上で退職年度末年齢50歳（医師55歳）以上）の場合）

$$A \times \{1 + 0.02 \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年度末年齢})\} = B \span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">\quad \quad \quad \text{円}$$

※ ただし、（旧定年年齢－退職年度末年齢）＜0のとき A

(2) 退職事由および勤続年数ならびに基本額の支給率

退職事由 応募認定（年齢構成適正化）

在職期間の計算 (退職年月+1月) 昭和・平成 100年 4月※1
 (職員となった年月) 昭和・平成 63年 4月
 (在職期間) = 37年 0月－①

※1 令和7年は昭和換算で昭和100年、平成換算で平成37年となります。

控除期間の計算 育児休業、休退職期間等 1月 × 1 / 2 = 0.5月－②
 組合専従休職期間 24月－③

勤続年数 ①－②－③ = C 34年 11.5月

支給率 D 46.83015 P10 基本額支給率早見表（表2）から求めてください。

(3) 基本額算出

	基本額支給率		基本額（円未満切捨）
B 406,068 円	×	D 46.83015	= E 19,017,068 円

(4) 調整額算出（P3「各区分の基準及び調整月額（表1）」参照）※（高い区分の方から60月まで計上）

第1号区分	調整月額	70,400 円	×		月 =		円
第2号区分	調整月額	65,000 円	×		月 =		円
第3号区分	調整月額	59,550 円	×		月 =		円
第4号区分	調整月額	54,150 円	×		月 =		円
第5号区分	調整月額	43,350 円	×		月 =		円
第6号区分	調整月額	32,500 円	×	36	月 =	1,170,000	円
第7号区分	調整月額	27,100 円	×	24	月 =	650,400	円
第8号区分	調整月額	21,700 円	×		月 =		円
調整月額合計（調整額）（1/2該当の場合合計の1/2）						F	1,820,400 円

(5) 退職手当額算出

$$\text{基本額 E } 19,017,068 \text{ 円} + \text{調整額 F } 1,820,400 \text{ 円} = \text{G } 20,837,468 \text{ 円}$$

2 税額の計算 (平成 25 年 1 月 1 日以後退職者から計算の仕方が変わりました。)

- ① 税計算上の勤続年数が 5 年以下の場合 1 / 2 なし
- ② 税計算上の勤続年数が 6 年以上の場合 1 / 2 あり

(1) 課税退職所得の計算

支給額

退職所得控除額

P 11 退職所得控除額早見表(表 3)

(千円未満切捨)

$$(\text{G } 20,837,468 \text{ 円} - \text{ } 1,850 \text{ 万円}) \times 1 / 2 = \text{H } 1,168 \text{ 千円}$$

(2) 税(所得税と住民税の合計)額の計算

税率

控除額

P 11 税額速算表(表 4 ※ 1)

税額速算表(表 4 ※ 2)

$$\text{H } 1,168 \text{ 千円} \times \text{ } 0.15105 - \text{ } 0 \text{ 円} = \text{I } 176,537 \text{ 円}$$

3 手取額の計算

$$\text{G } 20,837,468 \text{ 円} - \text{I } 176,537 \text{ 円} = \text{ } 20,660,931 \text{ 円}$$

基本額 支給率早見表(表2)

勤続 年数	自己都合	定年、応募認定 (年齢構成適正化)、 勸奨、旧定年日以後非違無	勤続 年数
1	0.5022	0.837	1
2	1.0044	1.674	2
3	1.5066	2.511	3
4	2.0088	3.348	4
5	2.5110	4.185	5
6	3.0132	5.022	6
7	3.5154	5.859	7
8	4.0176	6.696	8
9	4.5198	7.533	9
10	5.0220	8.370	10
11	7.43256	11.613375	11
12	8.16912	12.764250	12
13	8.90568	13.915125	13
14	9.64224	15.066000	14
15	10.37880	16.216875	15
16	12.88143	17.890875	16
17	14.08671	19.564875	17
18	15.29199	21.238875	18
19	16.49727	22.912875	19
20	19.6695	24.586875	20
21	21.3435	26.260875	21
22	23.0175	27.934875	22
23	24.6915	29.608875	23
24	26.3655	31.282875	24
25	28.0395	33.27075	25
26	29.3787	34.77735	26
27	30.7179	36.28395	27
28	32.0571	37.79055	28
29	33.3963	39.29715	29
30	34.7355	40.80375	30
31	35.7399	42.31035	31
32	36.7443	43.81695	32
33	37.7487	45.32355	33
34	38.7531	46.83015	34
35	39.7575	47.709	35
36	40.7619	47.709	36
37	41.7663	47.709	37
38	42.7707	47.709	38
39	43.7751	47.709	39
40	44.7795	47.709	40

退職所得控除額早見表

(表 3)

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
1年	80万円	16年	640万円	31年	1,570万円
2年	80万円	17年	680万円	32年	1,640万円
3年	120万円	18年	720万円	33年	1,710万円
4年	160万円	19年	760万円	34年	1,780万円
5年	200万円	20年	800万円	35年	1,850万円
6年	240万円	21年	870万円	36年	1,920万円
7年	280万円	22年	940万円	37年	1,990万円
8年	320万円	23年	1,010万円	38年	2,060万円
9年	360万円	24年	1,080万円	39年	2,130万円
10年	400万円	25年	1,150万円	40年	2,200万円
11年	440万円	26年	1,220万円	41年	2,270万円
12年	480万円	27年	1,290万円	42年	2,340万円
13年	520万円	28年	1,360万円	43年	2,410万円
14年	560万円	29年	1,430万円	44年	2,480万円
15年	600万円	30年	1,500万円	45年	2,550万円

※ 46年以上は1年増すごとに70万円を加算

※ 勤続年数の計算は、退職手当算定勤続年数の計算とは異なり、1年未満の端数は切り上げです。

税額(所得税と住民税の合計額)の速算表

※所得税には復興特別所得税を含みます。

(表 4)

課税退職所得額の範囲		税率(※1)	控除額(※2)
1,950,000円 以下		0.15105	-
1,950,000円 超	3,300,000円 以下	0.2021	99,547.5 円
3,300,000円 超	6,950,000円 以下	0.3042	436,477.5 円
6,950,000円 超	9,000,000円 以下	0.33483	649,356 円
9,000,000円 超	18,000,000円 以下	0.43693	1,568,256 円
18,000,000円 超	40,000,000円 以下	0.5084	2,854,716 円
40,000,000円 超		0.55945	4,896,716 円

ご自分の退職手当の試算

1 退職手当額の計算

- (1) 現在(退職日)給料月額 級 号給 A 円
- (2) 減額前給料月額(60歳年度末) 級 号給 B 円 ※1

※1 減額がない場合は0円となります。

特例給料月額{応募認定退職等(勤続年数(C)20年以上で退職年度末年齢45歳(医師50歳)以上)の場合}

$$A \times \{1 + 0.03 \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年度末年齢})\} = C \text{ 円}$$

※ ただし、(旧定年年齢 - 退職年度末年齢) < 0 のとき A

特例給料月額{勸奨退職等(勤続年数(C)25年以上で退職年度末年齢50歳(医師55歳)以上)の場合}

$$A \times \{1 + 0.02 \times (\text{旧定年年齢} - \text{退職年度末年齢})\} = C \text{ 円}$$

※ ただし、(旧定年年齢 - 退職年度末年齢) < 0 のとき A

(3) 退職事由および勤続年数ならびに基本額の支給率

退職事由

在職期間の計算 (退職年月 + 1月) (昭和・平成) 100年 4月 ※2

(職員となった年月) - (昭和・平成) 年 月

(在職期間) = 年 月 - ①

※2 令和7年は昭和換算で昭和100年、平成換算で平成37年となります。

控除期間の計算 育児休業、休停職期間等 月 × 1 / 2 = 月 - ②

組合専従休職期間 月 - ③

勤続年数 ① - ② - ③ = D 年 月

支給率 E P10 基本額支給率早見表(表2)から求めてください。

(4) 減額日前日の勤続年数及び支給率

在職期間の計算 (減額日前日 + 1月) (昭和・平成) 年 4月 ※3

(職員となった年月) - (昭和・平成) 年 月

(在職期間) = 年 月 - ④

※3 令和6年は昭和換算で昭和99年、平成換算で平成36年となります。

控除期間の計算 育児休業、休停職期間等 月 × 1 / 2 = 月 - ⑤

組合専従休職期間 月 - ⑥

勤続年数 ④ - ⑤ - ⑥ = F 年 月

支給率 G P10 基本額支給率早見表(表2)から求めてください。

(5) 基本額算出

減額前給料月額※4 減額日前日の支給率※4

$$\boxed{B} \text{ 円} \times \boxed{G} +$$

A または C 退職時支給率 減額日前日支給率※4 基本額 (円未満切捨)

$$\boxed{} \text{ 円} \times (\boxed{E} - \boxed{G}) \times 5 = H \boxed{} \text{ 円}$$

※4 減額がない場合は0となり、AまたはC×Eが基本額となります。
※5 減額日前日の勤続年数が35年超の場合、退職日給料月額は算定要素となりません。

(6) 調整額算出 (P3「各区分の基準及び調整月額(表1)」参照) ※ (高い区分の方から60月まで計上)

第1号区分	調整月額	70,400円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円
第2号区分	調整月額	65,000円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円
第3号区分	調整月額	59,550円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円
第4号区分	調整月額	54,150円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円
第5号区分	調整月額	43,350円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円
第6号区分	調整月額	32,500円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円
第7号区分	調整月額	27,100円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円
第8号区分	調整月額	21,700円	×	<input type="text"/> 月	=	<input type="text"/> 円

調整月額合計 (調整額) (1/2 該当の場合合計の1/2) I 円

(7) 退職手当額算出

基本額 円 + 調整額 円 = J 円

2 税額の計算 (平成25年1月1日以後退職者から計算の仕方が変わりました。)

- ① 税計算上の勤続年数が5年以下の場合1/2なし
- ② 税計算上の勤続年数が6年以上の場合1/2あり

(1) 課税退職所得の計算

支給額 退職所得控除額

P11 退職所得控除額早見表(表3) (千円未満切捨)

$$(\boxed{J} \text{ 円} - \boxed{} \text{ 万円}) \times 1/2 = K \boxed{} \text{ 千円}$$

(2) 税(所得税と住民税の合計)額の計算

税率 控除額

P11 税額速算表(表4※1) 税額速算表(表4※2)

$$\boxed{K} \text{ 千円} \times \boxed{} - \boxed{} \text{ 円} = L \boxed{} \text{ 円}$$

3 手取額の計算

$$\boxed{J} \text{ 円} - \boxed{L} \text{ 円} = \boxed{} \text{ 円}$$